（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第三十五条の三　法第七十二条の四十九の六第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　調査（法第七十二条の四十九の六第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二　調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三　法第七十二条の四十九の六第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四　法第七十二条の四十九の六第三項の規定の趣旨

2　法第七十二条の四十九の六第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第三十五条の三から第三十五条の三の六までの規定中「第七十二条の四十九の八第八項」を「第七十二条の四十九の十二第八項」に改める。

第三十五条の三の七中「第七十二条の四十九の八第九項」を「第七十二条の四十九の十二第九項」に改める。

第三十五条の三の八中「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十二第二項」に改める。

第三十五条の三の九中「第七十二条の四十九の九」を「第七十二条の四十九の十三」に改める。

第三十五条の三の十第一項中「第七十二条の四十九の九後段」を「第七十二条の四十九の十三後段」に改める。

第三十五条の三の十一中「第七十二条の四十九の十二第一項」を「第七十二条の四十九の十六第一項」に改める。

第二章第二節中第三十五条の四の次に次の二条を加える。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十五条の四の二　法第七十二条の六十三第一項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第七十二条の六十三第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　総務省指定職員は、法第七十二条の六十三第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第三十五条の四の二　法第七十二条の六十三の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　調査（法第七十二条の六十三の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二　調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三　法第七十二条の六十三の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四　法第七十二条の六十三の二第三項の規定の趣旨

2　法第七十二条の六十三の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第三十五条の七の三の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十五条の七の四　道府県の徴税吏員は、法第七十二条の八十四第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　道府県の徴税吏員は、法第七十二条の八十四第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三十七条の十五の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十七条の十五の二　道府県の徴税吏員は、法第七十三条の八第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　道府県の徴税吏員は、法第七十三条の八第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三十九条の十の次に次の一条を加える。

（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十九条の十の二　道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

（徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十条　道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。